

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所の開設許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第7条第1項	
関係条項	医療法第7条第4項、同条第5項、第12条第2項、第20条、第23条第1項 同法施行規則第16条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>1 開設者は、原則として医療法人その他営利を目的としない法人であること。</p> <p>2 営利を目的とする法人が開設しようとするものにあつては、当該法人の職員等の福利厚生を目的としたものであること。</p> <p>3 管理者として、他の病院、診療所又は老人保健施設を管理する者でない医師又は歯科医師が置かれること。 また、管理者は、診療時間中は当該診療所に常時勤務するものであること。</p> <p>4 収容施設を有する診療所にあつては、収容患者の状況に応じて適当と認められる人員配置がなされること。</p> <p>5 名称は、地名を冠する等、当該診療所の内容に照らし合わせて相当でないと思えられる名称でないこと。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>
設定・最終変更年月日		平成9年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ⑩・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7 ⑩・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ⑩・月（健康局保健所医務薬務課）</p>
設定・最終変更年月日		平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

- 6 診療所の構造は、医療法施行規則第 16 条に規定する基準に適合すること。
(病室の床面積については、手洗設備、床置き式空調機、ロッカー、タンス等が占める面積を差し引いた面積が、医療法施行規則第 16 条第 1 項第 3 号に規定する面積を超えること。)
- 7 構造設備は、清潔を保持できるものであり、衛生上、防火上及び保安上安全と認められること。
- 8 病室は、建築基準法第 28 条に規定する採光面積、開放面積を有すること。
- 9 診察室は、原則として、それぞれ独立した部屋とし、廊下や調剤所と完全に区画されていること。
- 10 調剤所は、他の施設と完全に区画されており、調剤所内を他の施設への通路として利用することがない構造となっていること。
- 11 診療所の構造設備は、他の診療所その他の施設と明確に区分され、独立していること。

様式1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所の開設許可事項の変更の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第7条第2項	
関係条項	医療法第7条第4項、第12条第2項、第20条、第23条第1項 / 同法施行規則第16条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>1 「診療所の開設許可」の「審査基準」の3から11までに掲げる基準のとおりとする。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ㊦ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	
	経由機関 7 ㊦ ・月（各保健センター） 協議機関 日・月 処分機関 18 ㊦ ・月（健康局保健所医務薬務課）	
設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定	令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所の病床の設置・変更の許可		
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第7条第3項		
関係条項	医療法第7条の2、第20条、第21条第2項 同法施行規則第16条、第21条の2、第21条の3、第21条の4		
審 査 基 準	該 当 〇	① 審査基準は(以下・別添)のとおりです。 ② 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。 ③ 以下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。) ④ 審査基準は設けておりません。	
	審 査 基 準	1 次の構造設備を有していること。 ① 給水設備 ② 診察室及び病室につき適当な暖房のできる施設(ただし診療上特別な事情のある場合を除く) ③ 療養病床を有する診療所にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、訓練マット及びその付属品、姿勢矯正用鏡、車椅子等必要な器械及び器具を備えた機能訓練室。 ④ 療養病床に係る病室の定員は4床以下であり、かつ、床面積は内法による測定で患者1人につき6.4㎡以上であること。 一般病床に係る病室の床面積は、内法による測定で患者1人を入院させるものは6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものは、患者1人につき4.3㎡以上であること。 ⑤ 療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、両側に居室がある場合、内法による測定で、2.7m以上であり、それ以外は1.8m以上であること。(手すりより内側の幅) 一般病床(9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所を除く)に係る病室に隣接する廊下の幅は、両側に居室がある場合、内法による測定で、1.6m以上あり、それ以外は1.2m以上であること。(手すりより内側の幅) (続く)	
設定・最終変更年月日		平成29年4月1日設定	令和 年 月 日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務業務課医務係 (電話 322-6797)		
備 考	診療所に病床を設置もしくは増床しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 この場合において、市長は、診療所の開設の許可の申請に対する許可をしようとするときは、あらかじめ、第30条の4第1項に規定する医療計画の達成の推進に資するよう、兵庫県知事に協議し、同意を求めなければならないが、その同意を得るための日数が必要である。		

- ⑥ 療養病床を有する診療所にあつては、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室。
- ⑦ 療養病床を有する診療所にあつては、食堂。(談話室との兼用も可。)
- ⑧ 療養病床を有する診療所にあつては、身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室。

2 平成10年4月1日時点において、医療法第7条第1項の開設許可を受けているか、同法第8条の開設の届出を行っており、現に存在する診療所の建物内の病床を転換して療養病床を設ける場合にあつては、上記⑤は、次の構造設備とする。

- ⑤ 療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、両側に居室がある場合、内法による測定で、
1. 6m以上であり、それ以外は1. 2m以上であること(壁の内側の幅)。

3 病床の設置又は病床数を増加しようとする場合にあつては、診療所所在地が属する医療圏域の既存病床数が、原則として、兵庫県保健医療計画に定める基準病床数を超過していないこと。

4 療養病床を有する診療所は、次に掲げる数以上の人員を要すること。

- ① 医師 1
- ② 看護師又は准看護師 療養病床に係る病室に収容されている入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1。
- ③ 看護補助者 療養病床に係る病室に収容されている入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1。

(注) 平成24年4月1日時点で4②及び③の基準を満たしていない診療所については、平成24年6月30日までに県又は保健所設置市にこの旨を届け出た場合には、平成30年3月31日まで、4②及び③中「4」を「6」とする経過措置を受けられる。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所又は助産所の開設者による管理の免除の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法 (法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第12条第1項	
関係条項		
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 病気療養のために管理することができないと認められるとき。</p> <p>② 海外旅行をするとき。</p> <p>③ 上記のほか、公職に就任する等やむを得ない理由があると認められるとき。</p>
	設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成9年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ⑤ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	
	経由機関 7 ⑤ ・月（各保健センター） 協議機関 日・月 処分機関 18 ⑤ ・月（健康局保健所医務薬務課）	
設 定 ・ 最 終 変 更 年 月 日	平成9年4月1日設定	令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所又は助産所の管理者兼任許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：昭和23年法律205)
条 項	第12条第2項	
関係条項	医療法施行規則第9条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
		<p>1 現に管理する診療所又は助産所が収容施設を有さないこと。</p> <p>2 新たに管理しようとする診療所又は助産所は、原則として、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 山間へき地又は無医地区にある収容施設を有さない診療所又は助産所</p> <p>② 職域診療所</p> <p>③ 社会福祉施設内診療所</p> <p>④ 人口急増地域等で医師不足のため、地域住民の医療に支障を生じている地域にある収容施設を有さない診療所又は助産所</p> <p>⑤ 休日夜間診療所等地域における特殊な医療需要のために開設された公的診療所</p> <p>3 現に管理する診療所又は助産所と新たに管理しようとする診療所又は助産所との連絡時間が概ね30分以内であること。</p> <p>4 現に管理する診療所又は助産所と新たに管理しようとする診療所又は助産所の診療日又は診療時間が重複しないものであること。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ㊦・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7 ㊦・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ㊦・月（健康祉局保健所）</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務業務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	診療所の専属薬剤師の免除の許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法	(法令番号：平成23年法律第205号)
条 項	第18条	
関係条項	医療法施行規則第6条の6 医療法第18条に基づく専属薬剤師の基準に関する条例第2条	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
	審 査 基 準	<p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 当該診療所の診療科目が、耳鼻咽喉科、眼科、外科、産婦人科、歯科等調剤の内容が極めて単純なものが多いものであること。</p> <p>② 調剤数が1日平均40調剤以下であること。</p> <p>※許可後に定員の変更または調剤数の増加など諸条件が変更された場合は、再度許可を得る必要がある。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 平成26年2月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(目)・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7(目)・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関18(目)・月（健康局保健所医務薬務課）</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	収容施設を有する診療所若しくは助産所の使用許可	
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法 (法令番号：昭和23年法律205)	
条 項	第27条	
関係条項	医療法第20条 / 同法施行規則第16条、17条、19条、第19条の2、第22条の2	
審 査 基 準	該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の法令の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
		<p>1 医療法第7条第1項又は第2項に規定する開設許可又は開設許可事項変更許可のとおり工事が完成していること。</p> <p>2 医師若しくは歯科医師又は助産師が開設している診療所又は助産所の構造設備を変更する場合は、医療法施行規則第16条又は第17条に規定する構造設備の基準を満たすこと。</p> <p>3 建築基準法、消防法、福祉のまちづくり条例その他の法令により、工事完了検査等を受けなければならないものについては、それらの検査を受け、検査済証の交付を受けていること。</p> <p>4 その他、衛生上、防火上及び保安上の問題が認められないこと。</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 25 ㊦ ・月（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7 ㊦ ・月（各保健センター）</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関 18 ㊦ ・月（健康局保健所医務薬務課）</p>
	設定・最終変更年月日	平成9年4月1日設定 令和2年4月1日最終変更
作成部局・課・係名	健康局保健所医務薬務課医務係（電話 322-6797）	